

Vol.
95

2025.7

市区町村向け情報誌

かけはし

はじめに

発行編集責任者
事業推進統括部 田谷 和之

日本年金機構公式X（旧Twitter）
アカウント（@Nenkin_Kikou）



日本年金機構公式Facebookページ



日本年金機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和7年7月号の「かけはし」をお届けします。

さて、本号では、戸籍法改正に伴う氏名のフリガナ変更・訂正、国民年金事務の窓口相談時における留意点、多言語通訳サービスの利用、令和7年度「わたしと年金」エッセイ募集などについて掲載しています。

また、障害年金講座のテーマは、「20歳前障害基礎年金の所得審査」です。

ぜひ日々の業務にお役立てください。

目次

● はじめに	p.1
● 機構からの連絡	p.2
● 戸籍法改正に伴う氏名のフリガナ変更・訂正について	p.3
● 年金請求書の様式変更	p.4
● 特別徴収事務ご担当者様へ	p.28
● 口座振替勧奨について	p.31
● 国民年金事務の窓口相談時における留意点	p.34
● 多言語通訳サービスの利用について	p.35
● 令和7年度「わたしと年金」エッセイ募集について	p.36
● 障害年金講座	p.38
● 広報の広場	p.42
● 地域の独自情報	p.44
● 編集後記	p.44

各種取組事業のスケジュールについて

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構において、令和7年6月から令和7年9月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期について、下記のとおりお知らせいたします。

※ なお、日程が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

記号の区分

■ (定例) …毎年定例の実施分 ● (単発) …今回限りの単発実施分 ▲ (新規) …新規の実施分

令和7年6月

(定例)

- 統合通知書（年金振込通知書・年金額改定通知書）の送付
- 年金生活者支援給付金統合通知書（給付金振込通知書・給付金額改定通知書）の送付

(新規)

- ▲ 年金請求書受付時において公金受取口座への登録意思に係る確認事務を開始

令和7年7月

(定例)

- 年金生活者支援給付金受給者等の令和6年所得情報等の日本年金機構への回付

令和7年9月

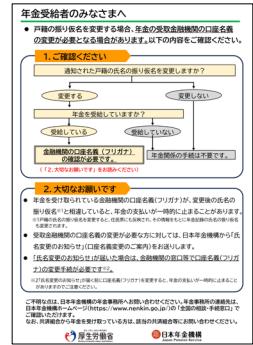
(定例)

- 令和6年所得情報等を基に年金生活者支援給付金の受給資格判定および支給該当者に対する請求書（はがき型）の送付

[戸籍法改正関係] 氏名のフリガナを変更する場合の年金に関するお願い

○戸籍法等の一部改正に伴い、年金受給者が本籍地の市区町村から通知された氏名のフリガナを変更・訂正した場合、年金の振込に影響する可能性があります。

○年金受給者から氏名のフリガナの届出があった場合は、日本年金機構からお配りしている周知用チラシ「年金受給者のみなさまへ」を配付いただき、以下の留意点をお伝えいただくようお願いします。



<周知用チラシ>

◆年金受給者にご案内いただきたいこと

○市区町村から通知された氏名のフリガナを変更すると、その情報が年金記録の氏名のフリガナと相違する場合、年金記録の氏名のフリガナも変更されます。

○変更後の年金記録の氏名のフリガナが年金の受取先金融機関の口座名義（フリガナ）と相違している場合は、年金の支払いが一時的に止まることがあります。

○このため、年金記録の氏名のフリガナが変更された方には、日本年金機構から「氏名変更のお知らせ」をお送りしますので、「氏名変更のお知らせ」が届いてから※、次回の年金支払日までに年金の受取先金融機関の口座名義（フリガナ）の変更手続きをしていただくようご案内をお願いします。

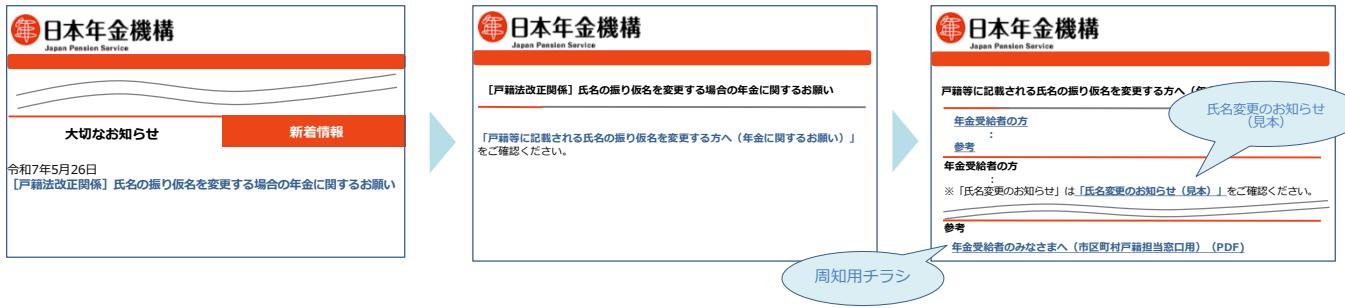
※「氏名変更のお知らせ」が届く前に年金の受取先金融機関の口座名義（フリガナ）の変更手続きを行うと、年金記録の氏名のフリガナの変更が間に合わず、次回の年金支払いが一時的に止まることがあります。年金の支払いが一時的に止まってしまった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせいただくようご案内をお願いします。

◆日本年金機構ホームページ（特設ページ）掲載先

○日本年金機構ホームページ（特設ページ）では氏名のフリガナを変更する方へ、年金に関するお願い等を案内しています。また、「氏名変更のお知らせ」の見本や周知用チラシ（PDFファイル）を掲載していますので周知・広報等にぜひご活用ください。

<日本年金機構ホームページ（特設ページ直リンク）>
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kosekinenkin.html>

<特設ページ>



国民年金法施行規則の改正に伴い年金請求書の様式を変更しました

令和7年6月1日に厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令が施行されました。国民年金法施行規則の改正に伴い、老齢年金請求書、障害年金請求書、遺族年金請求書および寡婦年金請求書について以下のとおり様式を変更しました。

1. 様式変更の対象帳票

令和7年6月から様式変更を行った帳票は以下のとおりです。

様式番号	帳票名
101	年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）
107	年金請求書（国民年金障害基礎年金）
108	年金請求書（国民年金遺族基礎年金）
109	年金請求書（国民年金寡婦年金）
110	年金請求書（国民年金遺族基礎年金）（別紙）

2. 年金請求書の主な変更点と留意事項

（1）記載事項の簡略化

省令改正に伴い、請求者の他の年金の受給状況、配偶者の公的年金等の受給状況、特別一時金の受給状況等に係る記載を不要としました。

（2）記載事項の改善

① 合算対象期間に係る記載欄

年金制度の未加入期間を記入する形式から、合算対象期間に係る事項を申出する形式に変更しました。

② その他の記載欄

障害年金に係る傷病の記載欄や加算額の対象となる子の記載欄等について見直しました。

また、年金請求書の子の欄に記入しきれない子を記入する様式として「加給年金額または子の加算額に係る別紙様式」を新設しました。

（3）年金受取口座欄の変更

年金請求手続きにおいて年金受取口座を公金受取口座に登録することが可能となることに伴い、年金受取口座欄を変更しました。新設する公金受取口座の登録意思欄については、公金受取口座の利用意思欄で「2 利用しない（または未登録）」を選択した方に記載いただくよう案内をお願いします。

（4）障害年金に係る障害給付請求事由確認書の年金請求書への一体化

障害年金の認定日による請求と事後重症による請求をあわせて行う際に年金請求書に添付することとされている障害給付請求事由確認書について、年金請求書の記載事項とすることで一体化しました。変更後の様式を受付する場合は障害給付請求事由確認書に代えて、事後重症請求に関する確認事項欄の該当する項目に記載するよう案内をお願いします。

3. 変更前の様式の取り扱いについて

様式変更前の年金請求書が提出された場合は、引き続き受付して差し支えありません。

◆年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）（令和7年6月～）

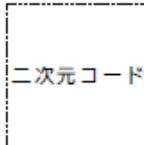
样式第101号

年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）

- 年金を受ける方が記入する箇所は (黄色)の部分です。(注) は金融機関で証明を受ける場合に使用する欄です。)
 - 黒インクのボールペンでご記入ください。
＊鉛筆や、摩擦等により消色するインクを用いたペンは使用しないでください。
 - 代理人の方が提出する場合は、年金を受ける方が13ページにある委任状をご記入ください。

受付登録コード

入力処理コード					
4	3	0	0	0	1



1. ご本人(年金を受ける方)についてご記入ください。

②③郵便番号	一			
フリガナ				
④⑤住所	市 区 町 村	建物名		
フリガナ			性 別	
⑥⑦氏名	(氏)	(名)	① 男 ② 女	
社会保険労務士の提出代行者欄				
⑧個人番号※ (マイナンバー)				
⑨基礎年金番号				
⑩生年月日	⑪大印 ⑫略印	年	月	日
電話番号				

※個人番号(マイナンバー)を記入された場合、個人番号カード(マイナンバーカード)等の提示または写しの提出が必要です。
詳しくは14ページをご確認ください。なお、共済組合会員の加入期間がある方は、個人番号(マイナンバー)及び其の誕生日(年次登録の両方を)ご提出ください。

2. 年金の受取口座をご記入ください。貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。

年金受取口座に公金受取口座として登録済の口座を利用するかご記入ください。

※公金受取口座を利用する場合は、通帳等の写しの添付や預款期間の証明は不要です。

年金受取口座として指定する口座をご記入ください。(公金受取口座を利用する場合も必ずご記入ください。)

平成支収口座として指定する口座を記入してください。(平成支収口座を利用す場合に必ず記入してください。)										
(2) 年 金 振 込 先	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
	本店 支店 出張所 本所 支所	金 利 率 基 準 利 率 信 通 費	預 金 利 率 基 準 利 率 信 通 費							
貯金通帳の記号 (左詰めで記入)			番号 (右詰めで記入)							
⑩ 口座番号 (左詰めで記入) <small>金利精算関またはゆかうちよ銀行の証明欄</small>										
⑪ <small>この氏名フリガナと、口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認ください。</small> <small>貯金通帳の記号(左詰め)金利精算欄、支店名、口座名義人氏名フリガナ、預金精算欄、 印鑑番号の欄を記入する場合は、たゞ次回取扱口座を利用す場合、別用印</small>										
口座名義人氏名 (カタカナ)		(左)	(中)	(右)						

上記(1)で「2利用しない(または未登録)」を選択された方は、上記(2)生命保険先を公金受取口座へ登録するかご記入ください。

(3) 公金受取口座の登録確認

① 登録する ② 登録しない

公金登記簿については18ページをご参照ください。

◆年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）（令和7年6月～）

3. これまでの年金の加入状況についてご記入ください。

(1)年金制度の被保険者または組合員等となっていた期間について、下記の履歴欄にご記入ください。

履歴(公的年金制度加入経過) ※できるだけ詳しく、正確にご記入ください。 (右欄にチェックした場合は記入不要です。)		被保険者記録照会回答票を添付する場合は、以下にチェックしてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 被保険者記録照会回答票の記載内容と相違ない		
(1)事業所(船舶所有者)の名称および船員であったときはその船舶名		(2)事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入時の住所	(3)勤務期間または国民年金の加入期間	(4)加入していた年金制度の種類
最初			(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
				1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
2			(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
				1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
3			(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
				1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
4			(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
				1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
5			(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
				1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
6			(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
				1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
7			(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
				1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
8			(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
				1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
9			(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
				1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
10			(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
				1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等

(2)改姓・改名をしているときは、旧姓名および変更した年月日をご記入ください。※年金記録の確認に使用します。

旧姓名	(フリガナ)	
	(氏)	(名)
変更日	昭和・平成・令和	年 月 日

旧姓名	(フリガナ)	
	(氏)	(名)
変更日	昭和・平成・令和	年 月 日

◆年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）（令和7年6月～）

(3)は保険料納付済期間(厚生年金保険や共済組合等の加入期間を含む)および保険料免除期間の合計が25年未満の方のみご記入ください。

(3)20歳から60歳までの期間における婚姻期間や年金に加入していない期間等について、以下の該当する項目をチェックしてください。

(以下の①～⑦に該当する場合は、添付書類が必要となる場合があります※。)

※以下の書類のほか、受給資格期間の確認のため、別途、他の書類の提出をお願いすることがありますので、お近くの年金事務所へ事前にご相談ください。

項目番号	確認項目（記入欄）	必要な書類の例
①	<ul style="list-style-type: none"> 昭和61年3月以前に婚姻していた期間がある ⇒過去に婚姻していた相手方について以下にご記入ください。 (現に婚姻中の相手方については、9ページにご記入ください。) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> カナ氏名： 漢字氏名： ※生年月日：(大正)昭和 年 月 日 ※基礎年金番号： ※生年月日や基礎年金番号はわかる範囲でご記入ください。 複数名いる場合は、余白にご記入ください。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> 婚姻期間が確認できる戸籍謄本または戸籍抄本※ <p>※結婚から離婚または死別まで確認できるもの。複数回離婚されている場合は、すべての戸籍空き印証明</p>
②	<input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> 海外に住んでいたことがある 	<ul style="list-style-type: none"> 海外に居住していた期間が確認できる戸籍の附票の写し
③	<input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> 外国籍である（あった）方で、65歳到達の前日（65歳の誕生日の前々日）までに帰化又は永住許可を受けている 	<ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれかの書類 ・帰化日が確認できる戸籍謄本または戸籍抄本 ・永住許可年月日が記載された在留カード等 ・特別永住者証明書
④	<input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> 平成3年3月以前に大学院・大学・短期大学・専修学校・各種学校の学生であったことがある (夜間部・通信制は除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> 在籍（期間）証明書等
⑤	<input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> 昭和61年3月以前に本人または配偶者が、国會議員・地方議会議員であったことがある 	<ul style="list-style-type: none"> 国會議員、地方議会議員の期間を証明できる書類
⑥	<input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> 昭和61年3月以前に国民年金の任意脱退の承認を受けたことがある 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事等の承認により国民年金の被保険者とされなかった期間が確認できる書類
⑦	<input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> 本人または配偶者が、4ページの最下段に記載の年金または恩給を受けていたことがある 	<ul style="list-style-type: none"> 年金または恩給を受けていたことが確認できる証書等
⑧	<input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> 上記①～⑦に該当しない 	<ul style="list-style-type: none"> なし

※年金請求書を共済組合等に提出する場合は、上記の項目に関して、年金事務所で年金加入期間確認通知書（合算対象期間用）の発行を受け、年金請求書と合わせて提出する必要があります。

◆年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）（令和7年6月～）

4-1. 現在の年金の請求状況についてご記入ください。

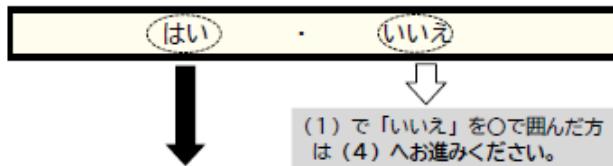
今回請求する年金の他に現在請求中の公的年金があれば○で囲んでください。
(請求中の年金がない場合は記入不要です。)

公的年金制度名	年金の種類
① 国民年金法	○ 老齢または退職
② 厚生年金保険法	○ 障害
③ 國家公務員共済組合法	○ 遺族
④ 地方公務員等共済組合法	
⑤ 私立学校教職員共済法	
⑥ その他（ ）	

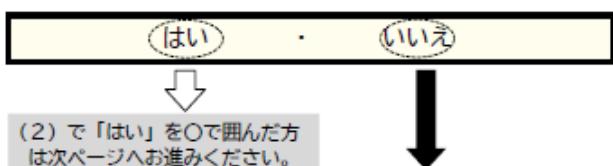
4-2. 雇用保険の加入状況についてご記入ください。

65歳になるまでの老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を含みます）を請求する方は以下をご記入ください。

(1) 雇用保険に加入したことがありますか。



(2) (1) で「はい」を○で囲んだ方は次の質問についてご記入ください。
年金請求書を提出する時点で、最後に雇用保険の被保険者でなくなった日から7年以上経過していますか。



(3) (2) で「いいえ」を○で囲んだ方は雇用保険被保険者番号(10桁または11桁)を左詰めでご記入ください。

22 雇用保険 被保険者番号	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____
-------------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

※(3)に記入した場合、雇用保険被保険者証等の番号が確認できる書類の添付が必要です。

(4) (1) で「いいえ」を○で囲んだ方は雇用保険に加入していなかった理由について、
次のアまたはイのいずれかをチェックしてください。

<input checked="" type="checkbox"/>	ア 雇用保険の加入事業所に勤めていたが、雇用保険の被保険者から除外されていたため。 雇用保険法による適用事業所に雇用される者であるが、雇用保険被保険者の適用除外であり、雇用保険被保険者証の交付を受けたことがない。 (例 事業主、事業主の妻等)
<input checked="" type="checkbox"/>	イ 雇用保険に加入していない事業所に勤めていたため。 雇用保険法による適用事業所に雇用されたことがないため、雇用保険被保険者証の交付を受けたことがない。

※(5)は共済組合の加入期間がある方のみご記入ください。

(5) 60歳から65歳になるまでの間に、雇用保険の基本手当または高年齢雇用継続給付を受けていますか(または受けたことがありますか)。「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。

はい	・	いいえ
----	---	-----

◆年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）（令和7年6月～）

5-1. 配偶者についてご記入ください。

(1)配偶者はいますか。

はい · いいえ

「いいえ」を〇で囲んだ方は次ページへお進みください。

(2) (1)で「はい」を〇で囲んだ方は、次の①～④についてご記入ください。

① 配偶者の氏名、生年月日、個人番号(または基礎年金番号)、性別についてご記入ください。

① 氏名 (フリガナ) (姓) (名)	② 生年月日 (西暦) ○西暦 ○昭和 ○平成	③ 年月日
④ 個人番号 [*] (または 基礎年金番号)	性別	① 男 ② 女

*個人番号(マイナンバー)については、14ページをご確認ください。基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。

② 配偶者の住所がご本人(年金を受ける方)の住所と異なる場合は、配偶者の住所をご記入ください。

郵便番号
住所 (フリガナ) 市 区 町 村 建物名

③ 配偶者について、現在請求中の公的年金があれば〇で囲んでください。

(請求中の年金がない場合は記入不要です。)

公的年金制度名	年金の種類
<input checked="" type="radio"/> 国民年金法 <input type="radio"/> 国家公務員共済組合法 <input type="radio"/> その他()	<input checked="" type="radio"/> 老齢または退職 <input type="radio"/> 障害 <input type="radio"/> 遺族
<input type="radio"/> 厚生年金保険法 <input type="radio"/> 地方公務員等共済組合法	
<input type="radio"/> 船員保険法 <input type="radio"/> 私立学校教職員共済法	

④ 加給年金額および振替加算に関する生計維持の申し立てについてご記入ください。

ご本人(年金を受ける方)によって生計維持されている配偶者や子がいる場合、「加給年金額」が加算される場合があります。また、ご本人(年金を受ける方)が配偶者によって生計維持されている場合「振替加算」が加算される場合があります。

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

ア 生計を同じくしていること(例) 同居している。単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている。

イ 収入要件を満たしていること

年収850万円(所得655.5万円)以上を将来にわたって有しないことが認められること。

生計維持関係に関する申立書

申立日 令和 年 月 日
(記入日)

1. 上記の配偶者と生計を同じくしていますか。該当するものを〇で囲んでください。

(同居している場合や、単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている場合は生計を同じくしていることとなります。)

はい · いいえ

2. 上記の配偶者または本人の年収について、該当するものを〇で囲んでください。

対象者	(1)年収は850万円未満ですか。 (または所得655.5万円未満ですか。)		(1)で「いいえ」を〇で囲んだ方のみご記入ください (2)おおむね5年内に年収850万円 (所得655.5万円)未満となる見込みがあります。	
配偶者 (加給年金額に関する申立て)	<input type="radio"/> はい · <input type="radio"/> いいえ	<input type="radio"/> はい※ · <input type="radio"/> いいえ		
本人 (振替加算に関する申立て)	<input type="radio"/> はい · <input type="radio"/> いいえ	<input type="radio"/> はい※ · <input type="radio"/> いいえ		

※ (2)で「はい」を〇で囲んだ方は、おおむね5年内に年収850万円(所得655.5万円)未満となる見込みがあることが確認できる書類の添付が必要となります。

◆年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）（令和7年6月～）

5-2. 子についてご記入ください。

(1) 以下のいずれかに該当する「子」はいますか。

- ① 18歳になった後の最初の3月31日までにある子
- ② 20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子

(はい) · (いいえ)	➡ 「いいえ」を○で囲んだ方は次ページへお進みください。
--------------	------------------------------

(2) (1)で「はい」を○で囲んだ方は、次の①～②についてご記入ください。

- ① 子の氏名、生年月日、個人番号(マイナンバー)および障害の状態についてご記入ください。
 (4人目以降は別紙にご記入ください。)

提出記入欄 別紙有無
<input type="checkbox"/> 有

② A欄	② 子の氏名 (フリガナ) (姓) (名)	② 生年月日 <small>平成 令和</small>	② 診
個人番号 (マイナンバー)		障害の状態 (ある) · (ない)	
③ B欄	③ 子の氏名 (フリガナ) (姓) (名)	③ 生年月日 <small>平成 令和</small>	③ 診
個人番号 (マイナンバー)		障害の状態 (ある) · (ない)	
④ C欄	④ 子の氏名 (フリガナ) (姓) (名)	④ 生年月日 <small>平成 令和</small>	④ 診
個人番号 (マイナンバー)		障害の状態 (ある) · (ない)	

② 加給年金額に関する生計維持の申し立てについてご記入ください。

ご本人（年金を受ける方）によって生計維持されている子がいる場合、「加給年金額」が計算される場合があります。

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

ア 生計を同じくしていること（例）同居している。単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている。

イ 収入要件を満たしていること
 年収850万円（所得655.5万円）以上を将来にわたって有しないことが認められること。

生計維持関係に関する申立書

申立日 令和 年 月 日
（記入日）

1. 上記の子と生計を同じくしていますか。該当するものを○で囲んでください。
 (同居している場合や、単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている場合は生計を同じくしていることとなります。)

(はい) · (いいえ)

2. 上記の子の年収について、該当するものを○で囲んでください。

対象者	(1)年収は850万円未満ですか。 (または所得655.5万円未満ですか。)	(1)で「いいえ」を○で囲んだ方のみご記入ください。 (2)おおむね5年内に年収850万円 (所得655.5万円)未満となる見込みがありますか。
A欄の子	(はい) · (いいえ)	(はい※) · (いいえ)
B欄の子	(はい) · (いいえ)	(はい※) · (いいえ)
C欄の子	(はい) · (いいえ)	(はい※) · (いいえ)

* (2)で「はい」を○で囲んだ方は、おおむね5年内に年収850万円（所得655.5万円）未満となる見込みがあることが確認できる書類の添付が必要となります。

◆年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）（令和7年6月～）

6. 代理人に手続きを委任される場合にご記入ください。

委任状

代理人 *ご本人（委任する方）がご記入ください。

フリガナ		ご本人との関係	
氏名			
住所	〒	電話	— — —
		建物名	

私は、上記の者を代理人と定め、以下の内容を委任します。

ご本人 *ご本人（委任する方）がご記入ください。	作成日	令和 年 月 日
基礎年金番号		
フリガナ		
氏名	(旧姓)	生年月日 大正 年 月 日 昭和 年 月 日
住所	〒	電話 — — —
委任する内容	●委任する事項を次の項目から選んで○で囲んでください。5.を選んだ場合には委任する内容を具体的にご記入ください。 1. 年金および年金生活者支援給付金の請求について 2. 年金および年金生活者支援給付金の見込額について 3. 年金の加入期間について 4. 各種再交付手続きについて 5. その他(具体的にご記入ください) () ●「年金の加入期間」や「見込額」などの交付について A. 代理人に交付を希望する B. 本人あて郵送を希望する	

※前頁の注意事項をお読みいただき、記入漏れのないようにお願いします。

なお、委任状の記入内容に不備があったり、本人確認ができない場合はご相談に応じられないことがあります。

◆年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）（令和7年6月～）

機構独自項目

入力処理コード

年金コード

作成原因	7 進 達 番 号
6 01	

1. ご本人(年金を受ける方)について、ご記入ください。

(1) 基礎年金番号と異なる記号番号の年金手帳等をお持ちの場合は、その年金手帳等の記号番号をすべてご記入ください。

* 手帳記号番号を記入した方は「年金手帳」または「厚生年金保険被保険者証」のコピーを添付してください。

(2)昭和36年4月1日から昭和47年5月14日までに沖縄に住んでいたことがありますか。
該当する場合は右欄にチェックしてください。



2. 配偶者についてご記入ください。

配偶者について、基礎年金番号と異なる記号番号の年金手帳等をお持ちの場合は、その年金手帳等の記号番号をすべてご記入ください。

* 手帳記入欄を記入の方は「年金手帳」または「厚生年金保険被保険者証」のコピーを添付してください。

◆年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）（令和7年6月～）

3. 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書についてご記入ください。

提出年	令和 年	提出日	令和 年 月 日提出	1 1 5 0
-----	------	-----	------------	---------

(1) ご本人（年金を受ける方）の氏名、生年月日、住所、基礎年金番号を記入してください。

ご本人自身が障害者・寡婦等に該当しない場合は、下記事項を○で囲む必要はありません。

氏名	(フリガナ) (氏)	(名)	生年月日	1 9 歳	年 月 日
住所	(フリガナ) 市 区 町 村				
郵便番号	一			電話番号	— —
基礎年金番号					
う 本人障害	え 1.普通障害 2.特別障害	寡婦等 1.寡婦 2.ひとり親 地方税控除（退職所得を除く） 4.寡婦 5.ひとり親	お 本人所得	年間所得の見積額が 900万円を超える	

(2) 上記の提出年の扶養親族等の状況についてご記入ください。

うかきくについては「摘要」欄に記入が必要な場合があります。16ページの各欄の説明をご覧ください。

(ご本人に控除対象配偶者や扶養親族がない場合は、下記事項を記入する必要はありません。)

あ	氏名 個人番号（マイナンバー）	続柄	生年月日	う かきく 同居・別居の区分 障害 非居住者	き 所得金額	
						1.夫 2.妻
源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者			2.老人	1.普通障害 2.特別障害	1.同居 2.別居 1.非居住	
	配偶者の区分	収入が年金のみで、以下のいずれかに該当する。 1. 65歳以上の場合、年金額が158万円以下 2. 65歳未満の場合、年金額が108万円以下		機構使用欄	（本人所得と配偶所得、退職所得の有無から該当するコードを記載）	
い	控除対象扶養親族（16歳以上）		1月 3大 9歳 平 年 月 日	1.普通障害 2.特別障害	1.同居 2.別居 1.非居住	
			1.特定 2.老人	1.普通障害 2.特別障害	1.同居 2.別居 1.非居住	
	扶養親族（16歳未満）		7平成 9令和 年 月 日	1.普通障害 2.特別障害	1.同居 2.別居 1.非居住	
			7平成 9令和 年 月 日	1.普通障害 2.特別障害	1.同居 2.別居 1.非居住	
う かきく	摘要					

*提出年より前に年金が受けられる場合は、過去の年分の扶養親族等申告書をすべて提出していただくことになります。

（申告書は年金事務所に用意しております）

*「扶養親族（16歳未満）」欄は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」の記載欄を兼ねています。

*控除対象配偶者や扶養親族の個人番号を確認する書類は提出する必要はありません。

（年金の支払者） 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長 法人番号 6000012070001

◆年金請求書（国民年金障害基礎年金）（令和7年6月～）

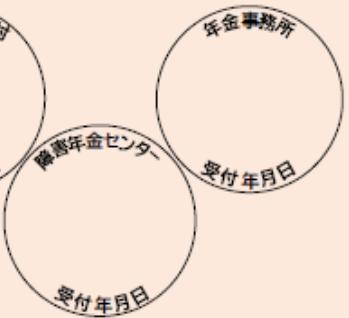
样式第107号

年金請求書(国民年金障害基礎年金)

- のなかに必要事項をご記入ください。(◆印欄には、なにも記入しないでください。)
○黒インクのボールペンでご記入ください。※鉛筆や、摩擦等により消色するインクを用いたペンは使用しないでください。
○フリガナはカタカナでご記入ください。

職員記入欄	入力処理コード			年金コード			
	6	3	0	0	2	5	3
<input checked="" type="checkbox"/> 記録不必要制度							作成原因
(厚生)	(労基)	(厚生)	(労基)	(地共)	(私活)		02
④年齢別	⑤課所符号	⑥進路番号					
53	63						
⑦重無	⑧未保	⑨支保					

要付登録コード
1 7 2 1



1. 請求者(年金を受ける方)についてご記入ください。

*個人番号（マイナンバー）を記入された場合、個人番号カード（マイナンバーカード）等の提示または写しの提出が必要です。
詳しくは6ページをご確認ください。

①	個人番号※ (マイナンバー)							② 生年月日	⑤ 昭和 ⑦ 平成	年	月	日
	基礎年金番号							電話番号	—			—
⑩ 氏名		(フリガナ)							性別	*印中に連絡が取れる電話番号(携帯も可)を ご記入ください。		
		(氏)				(名)			①男 ②女			
⑪ 住所の郵便番号	⑫ 住 所	(フリガナ)										
						市	区	町	村			
社会保険労務士 の提出代行者欄												

2. 年金の受取口座をご記入ください。 貯蓄預金口座または定期貯金口座への振込みはできません。

年金受取口座に公金受取口座として登録済の口座を利用するかご記入ください。

(1) 公金受取一座 の利用意思 20	<input checked="" type="radio"/> ① 利用する	<input type="radio"/> ② 利用しない(または未登録)
---------------------------	---	---------------------------------------

※公金受取口座を利用する場合は、通帳等の写しの
添付や金融機関の眞印は不要です。

【公金受取口座を利用して場合も必ずご記入ください。】

⑬ 金 年 金 振 込 先	⑭ 預 金 通 帳 開 口 子 號 記 入	⑮ 支 店 ロ ー ド 記 入	(フリガナ)	(フリガナ)	本 店 出 店 所 本 支 所	⑯ 預 金 種 別 記 入	⑰ 口 座 番 号 (左 詰 め で 記 入)	
	●	●				① 普通 → ② 当座		
② ゆうう き 行	貯金通帳の記号(左詰めで記入)				⑬ 番号(右詰めで記入)	金融機関またはゆうちょ銀行の認印欄		
	→				—		←	
口 座 名 義 人 姓 名 (フリガナ)		(主)	(名)					

上記(1)で「2利用しない(または未登録)」を選択された方は、上記(2)年金振込先を公金受取口座へ登録するかご記入ください。

(3)公金受取口座の登録意思
 ①登録する ②登録しない

公金受取口座については5ページをご参照ください。

五

◆年金請求書（国民年金障害基礎年金）（令和7年6月～）

3. 障害給付の請求事由や障害の原因である傷病等についてご記入ください。

(1) この請求は、下の欄にある「障害給付の請求事由」の1から3までのいずれに該当しますか。該当する番号を○で囲んでください。また、「事後重症請求に関する確認事項」の該当する番号も○で囲んでください。

障害給付の請求事由	事後重症請求に関する確認事項
① 障害認定日による請求 →	① 「障害認定日による請求」で受給権が発生しない場合は、「事後重症による請求」として障害給付を請求する。 ② 「障害認定日による請求」で受給権が発生しない場合は、「事後重症による請求」による請求は行わない。
② 事後重症による請求 →	① 「障害認定日による請求」を行った結果、不支給となった。 ② 障害認定日の障害の状態は障害等級に該当しなかったが、その後症状が悪化し障害の状態が重くなった。 ③ その他()
③ 初めて障害等級の1級または2級に該当したことによる請求	

(2) 障害の原因である傷病についてご記入ください。

傷病名	1.	2.	3.
傷病の発生した日	(昭和) (平成) 年 月 日 (令和)	(昭和) (平成) 年 月 日 (令和)	(昭和) (平成) 年 月 日 (令和)
初診日	(昭和) (平成) 年 月 日 (令和)	(昭和) (平成) 年 月 日 (令和)	(昭和) (平成) 年 月 日 (令和)
初診日において加入していた年金制度	(1.国年) (3.共済) (2.厚年) (4.未加入)	(1.国年) (3.共済) (2.厚年) (4.未加入)	(1.国年) (3.共済) (2.厚年) (4.未加入)
現在傷病は治っていますか。※	(1.はい) · (2.いいえ)	(1.はい) · (2.いいえ)	(1.はい) · (2.いいえ)
治っているときは治った日※	(昭和) (平成) 年 月 日 (令和)	(昭和) (平成) 年 月 日 (令和)	(昭和) (平成) 年 月 日 (令和)
障害の原因は第三者の行為によりますか。	(1.はい) · (2.いいえ) ※「はい」を○で囲んだ場合は、「国民年金・厚生年金保険第三者行為事故状況届」の提出が必要となります。		
傷病の原因是業務上ですか。	(1.はい) · (2.いいえ)		
この傷病について右に示す制度から保険給付が受けられるときは、その番号を○で囲んでください。請求予定・請求中のときも同様です。	①労働基準法 ②労働者災害補償保険法 ③船員保険法 ④国家公務員災害補償法 ⑤地方公務員災害補償法 ⑥公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律		
受けられるときは、その給付の種類の番号を○で囲み、支給の発生した日をご記入ください。	①障害補償給付(障害給付) ②傷病補償給付(傷病年金) (昭和) (平成) 年 月 日 (令和)		

※「治った日」には、その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日も含みます。

◆年金請求書（国民年金障害基礎年金）（令和7年6月～）

4. 子についてご記入ください。

以下のいずれかに該当する「子」についてご記入ください。

- ① 18歳になった後の最初の3月31日までにある子
- ② 20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子

子 （Ⓐ欄）	⑯ 氏名 フリガナ (姓) (名)	生年月日 平成 9.令和	年 月 日	◆ 診	障害の状態に ある・ない	
子 （Ⓑ欄）	⑯ 氏名 フリガナ (姓) (名)	生年月日 平成 9.令和	年 月 日	◆ 診	障害の状態に ある・ない	

関係記入欄
 別紙有無
 有

*3人目以降は別紙にご記入の上、この請求書に添付しご提出ください。

なお、別紙の様式については、日本年金機構のホームページに掲載していますので、ご活用ください。

届出用紙の郵送を希望される場合は、「ねんきんダイヤル」やお近くの年金事務所にお問い合わせください。

【注意事項】

児童扶養手当の受給者の方やその配偶者が、公的年金制度から年金を受けるようになったり、年金額が改定されたときは、市区町村から支給されている児童扶養手当が支給停止または一部支給停止される場合があります。詳しくは、お住まいの市区町村の児童扶養手当担当窓口にお問い合わせください。

5. 生計維持関係の確認のため、以下の申し立てをご記入ください。

請求者(年金を受ける方)によって生計維持されている子がいる場合、「子の加算額」が加算されることがあります。

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

- ① 生計を同じくしていること(例) 同居している。単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている。
- ② 収入要件を満たしていること(年収850万円(所得655.5万円)以上を有しないことが認められること。)

生計維持関係に関する申立書		中立日 (記入日)	令和 年 月 日
1. 上記の子と生計を同じくしていますか。該当するものを○で囲んでください。 (同居している場合や、単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている場合は生計を同じくしていることとなります。)			
<input checked="" type="radio"/> はい · <input type="radio"/> いいえ			
2. 請求者(年金を受ける方)によって生計を維持されている方の収入について、該当するものを○で囲んでください。			
対象者	(1)年収は850万円未満ですか。 (または所得655.5万円未満ですか。)		
	(1)でいいえに○を付けた方のみ記入ください。		
	(2)この年金の受給権発生時点において、 年収850万円(所得655.5万円)未満ですか。		
子 (Ⓐ欄の子)	<input checked="" type="radio"/> はい · <input type="radio"/> いいえ	<input checked="" type="radio"/> はい · <input type="radio"/> いいえ	
子 (Ⓑ欄の子)	<input checked="" type="radio"/> はい · <input type="radio"/> いいえ	<input checked="" type="radio"/> はい · <input type="radio"/> いいえ	

◆年金請求書（国民年金障害基礎年金）（令和7年6月～）

6.これまでの年金の加入状況等についてご記入ください。

(1)年金制度の被保険者または組合員等となっていた期間について、下記の履歴欄にご記入ください。

履歴(公的年金制度加入経過) ※できるだけ詳しく、正確に記入ください。 (右欄にチェックした場合は記入不要です。)		被保険者記録照会回答票を添付する場合は、以下にチェックしてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 被保険者記録照会回答票の記載内容と相違ない	
(1)事業所(船舶所有者の名称および 船員であったときはその船舶名)		(2)事業所(船舶所有者)の所在地 または国民年金加入時の住所	(3)勤務期間または國 民年金の加入期間
最初		(自) 年 月 日	1.国民年金 2.厚生年金保険 3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等
		(至) 年 月 日	
2		(自) 年 月 日	1.国民年金 2.厚生年金保険 3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等
		(至) 年 月 日	
3		(自) 年 月 日	1.国民年金 2.厚生年金保険 3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等
		(至) 年 月 日	
4		(自) 年 月 日	1.国民年金 2.厚生年金保険 3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等
		(至) 年 月 日	
5		(自) 年 月 日	1.国民年金 2.厚生年金保険 3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等
		(至) 年 月 日	
6		(自) 年 月 日	1.国民年金 2.厚生年金保険 3.厚生年金(船員)保険 4.共済組合等
		(至) 年 月 日	

(2) 今回請求する年金の他に現在請求中の公的年金があれば〇で囲んでください。(請求中の年金がない場合は記入不要です。)

公的年金制度名	年金の種類
⑦ 国民年金法	<input type="radio"/> 老齢または退職
① 厚生年金保険法	<input type="radio"/> 障害
② 船員保険法	<input type="radio"/> 遺族
① 国家公務員共済組合法	
② 地方公務員等共済組合法	
③ 私立学校教職員共済法	
④ その他()	

7. 請求者(年金を受ける方)についてご記入ください。

(1)過去に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号で、基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、その記号番号をご記入ください。

(2) 改姓・改名をしているときは、旧姓名および変更した年月日をご記入ください。(※年金記録の確認に使用します。)

旧姓名 (姓)	(フリガナ) (名)	旧姓名 (姓)	(フリガナ) (名)
変更日 昭和・平成・令和	年 月 日	変更日 昭和・平成・令和	年 月 日

◆年金請求書（国民年金遺族基礎年金）（令和7年6月～）

様式第108号

年金請求書（国民年金遺族基礎年金）

- (注) 1. 請求者が2名以上のときは、そのうちの1人について、この請求書にご記入ください。
2. その他の方については、「年金請求書（国民年金遺族基礎年金）（別紙）」（様式第110号）に記入し、この年金請求書に添えてください。

- のなかに必要事項をご記入ください。（◆印欄には、なにも記入しないでください。）
○黒インクのボールペンでご記入ください。鉛筆や、摩擦等により消色するインクを用いたペンは使用しないでください。
○フリガナはカタカナでご記入ください。
○この請求書は市区町村役場またはお近くの年金事務所にご提出ください。

職員記入欄	⑥記入不要欄 (厚生)(被扶養)(被扶助)	⑦無職	⑧進退番号
入力処理コード		01	
	(被扶養)(被扶助)	02	
6 3 0 0 0 1 3	⑨別紙区分	⑩車	⑪船舶
年金コード	⑫扶助	⑬受取	⑭認定
6 4 5	⑮申請	⑯申請	⑰申請

郵便番号コード
1 7 3 1 2

二次元コード



1. 死亡した方についてご記入ください。

① 基礎年金番号	② 生年月日	③ 大正(昭和) (平成)	年	月	日	
⑯ 氏名	(フリガナ)	性別	① 男 ② 女			
	(氏)			(名)		

2. 請求者(年金を受ける方)についてご記入ください。

*個人番号(マイナンバー)を記入された場合、個人番号カード(マイナンバーカード)等の提示または写しの提出が必要です。詳しくは6ページをご確認ください。

③	個人番号※ (マイナンバー)	④ 生年月日	⑤ 大正(昭和) (平成)	年	月	日
	基礎年金番号		電話番号	—		
⑯ 氏名	(フリガナ)	⑦ 続柄	性別	*自中に連絡が取れる電話番号 (携帯も可)を記入ください。		
	(氏)			(名)	① 男 ② 女	
⑩ 住所の郵便番号	⑪ 住所	(フリガナ)				
		市町村				
社会保険労務士 の提出代行者欄				障害状態の有無 (続柄が子である場合にのみ ご記入ください。)	障害の状態に (ある)・(ない)	

3. 年金の受取口座をご記入ください。貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。

年金受取口座に公金受取口座として登録済の口座を利用するかご記入ください。

- (1) 公金受取口座
の利用意思 (1) 利用する (2) 利用しない(または未登録)

※公金受取口座を利用する場合は、通帳等の
支しの添付や申請書類の証明は不要です。

年金受取口座として指定する口座をご記入ください。(公金受取口座を利用する場合も必ずご記入ください。)

① 年 金 振 込 先	② 金 融 機 関	③ 金 融 機 関 名 称 支 店 支 所	④ 支 店 支 所 名 称 支 店 支 所	⑤ (フリガナ)	⑥ (フリガナ)	⑦ 本 店 出 所 本 所 支 所	⑧ 預 金 種 別	⑨ 口 座 番 号 (左詰めで記入)
	●	●	●	●	●	●	●	●
⑩ 貯 金 通 帳 の 記 号			⑪ 番 号 (右詰めで記入)			⑫ 金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄		
→			←					
⑬ 口 座 名 義 人 氏 名 (カタカナ)			(氏)			(名)		

上記(1)で「2利用しない(または未登録)」を選択された方は、上記(2)年金振込先を公金受取口座へ登録するかご記入ください。

- (3) 公金受取口座
の登録意思 (1) 登録する (2) 登録しない

公金受取口座については2ページをご参照ください。

1

◆年金請求書（国民年金遺族基礎年金）（令和7年6月～）

4. 請求者(年金を受ける方)についてご記入ください。

(1) 今回請求する年金の他に現在請求中の公的年金があれば○で囲んでください。（請求中の年金がない場合は記入不要です。）

公的年金制度名			年金の種類
① 国民年金法	② 厚生年金保険法	③ 船員保険法	<input type="checkbox"/> 老齢または退職
④ 國家公務員共済組合法	⑤ 地方公務員等共済組合法	⑥ 私立学校教職員共済法	<input type="checkbox"/> 障害
⑦ その他（ ）			<input type="checkbox"/> 遺族

(2) ③欄（1ページ目）を記入していない方は、次のことにお答えください。

（記入した方は回答の必要はありません。）

過去に厚生年金保険、国民年金または船員保険に加入したことがありますか。○で囲んでください。
「ある」と答えた方は、加入していた制度の年金手帳の記号番号をご記入ください。

 ある
 ない

厚生年金保険 (または船員保険)	国民年金
---------------------	------

5. 死亡した方のこれまでの年金の加入状況等についてご記入ください。

(1) 年金制度の被保険者または組合員等となっていた期間について、下記の履歴欄にご記入ください。

履歴（死亡した方の公的年金制度加入経過） ※できるだけ詳しく、正確にご記入ください。 (右欄にチェックした場合は記入不要です。)		被保険者記録照会回答票を添付する場合は、以下にチェックしてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 被保険者記録照会回答票の記載内容と相違ない	
		(3)勤務期間または国民年金の加入期間	(4)加入していた年金制度の種類
最 初		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
2		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
3		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
4		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
5		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
6		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
7		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等

(2) 死亡した方について、改姓・改名をしているときは、旧姓名および変更した年月日をご記入ください。※年金記録の確認に使用します。

旧姓名 (フリガナ) (氏)	(名)	旧姓名 (フリガナ) (氏)	(名)
変更日 昭和・平成・令和 年 月 日		変更日 昭和・平成・令和 年 月 日	

(3) 過去に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号で、基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、その記号番号をご記入ください。

厚生年金保険 (または船員保険)	国民年金
---------------------	------

◆年金請求書（国民年金遺族基礎年金）（令和7年6月～）

6. 死亡した方に関してご記入ください。

(1)死亡した方の住所 右欄のいずれかをチェックしてください。	<input type="checkbox"/> 請求者と同じ住所
	<input checked="" type="checkbox"/> 請求者と別住所（下欄に住所をご記入ください。）
	住 所
(2)死亡年月日	令和 年 月 日
(3)死亡の原因は第三者の行為（交通事故、労働災害、傷害等）によりますか。 <input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ 「はい」を○で囲んだ場合は「国民年金・厚生年金保険 第三者行為事故状況届」の提出が必要となります。	
(4)死亡の原因は、業務・公務上の事由※によりますか。 (※過労災害は業務上・公務上の事由には該当しません。)	(5)労働基準法による遺族補償※が受けられますか。 (※労働者災害補償保険法（労災法）による給付とは異なります。) <input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ

※(6)～(7)は保険料納付済期間(厚生年金保険や共済組合等の加入期間を含む)および
保険料免除期間では受給要件を満たさない場合のみご記入ください。

(6)年金の受給に必要な資格期間を確認するため、死亡した方について、20歳から60歳までの期間で年金に加入していない期間等について、以下の該当する項目をチェックしてください。
(以下の①～⑦に該当する場合は、添付書類が必要となる場合があります。)
※以下の書類のほか、受給資格期間の確認のため、別途、他の書類の提出をお願いすることがありますので、お近くの年金事務所へ事前にご相談ください。

項目番号	確認項目（記入欄）	必要な書類の例
①	<ul style="list-style-type: none"> 昭和61年3月以前に婚姻していた期間がある ⇒請求書の1ページに記入している方以外で、過去に婚姻していた相手がいる場合は、以下にご記入ください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> カナ氏名： 漢字氏名： ※生年月日： <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 ※基礎年金番号： <small>※生年月日や基礎年金番号はわかる範囲でご記入ください。 複数名いる場合は、余白にご記入ください。</small> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 婚姻期間が確認できる戸籍謄本または戸籍抄本※ ※結婚から離婚または死別まで確認できるもの。複数回離婚されている場合は、すべての戸籍全部写印証明
②	<ul style="list-style-type: none"> 海外に住んでいたことがある 	<ul style="list-style-type: none"> 海外に居住していた期間が確認できる戸籍の附票の写し
③	<ul style="list-style-type: none"> 外国籍である（あった）方で、65歳到達の前日（65歳の誕生日の前々日）までに帰化又は永住許可を受けている 	<ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれかの書類 ・帰化日が確認できる戸籍謄本または戸籍抄本 ・永住許可年月日が記載された在留カード等 ・特別永住者証明書
④	<ul style="list-style-type: none"> 平成3年3月以前に大学院・大学・短期大学・専修学校・各種学校の学生であったことがある（夜間部・通信制は除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> 在籍（期間）証明書等
⑤	<ul style="list-style-type: none"> 死亡した方または配偶者が昭和61年3月以前に、国会議員・地方議会議員であったことがある 	<ul style="list-style-type: none"> 国会議員、地方議会議員の期間を証明できる書類
⑥	<ul style="list-style-type: none"> 昭和61年3月以前に国民年金の任意脱退の承認を受けたことがある 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事等の承認により国民年金の被保険者とされなかった期間が確認できる書類
⑦	<ul style="list-style-type: none"> 死亡した方または配偶者が、4ページの下段に記載の年金または恩給を受けていたことがある 	<ul style="list-style-type: none"> 年金または恩給を受けていたことが確認できる証書等
⑧	<ul style="list-style-type: none"> 上記①～⑦に該当しない 	<ul style="list-style-type: none"> なし

(7)死亡した方は昭和36年4月1日から昭和47年5月14日までの間に沖縄に住んでいたことがありますか。該当する場合は右欄にチェックしてください。

◆年金請求書（国民年金遺族基礎年金）（令和7年6月～）

7. 死亡した方の子についてご記入ください。

子とは、次のいずれかに該当する方を指します。

- ①：18歳になった後の最初の3月31日までにある子
- ②：20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子

子 Ⓐ欄	(フリガナ) (氏名)		誕生日 西暦 年 月 日	7. 平成 9. 令和	年	月	日	障害の状態に ある・ない	◆診
子 Ⓑ欄	(フリガナ) (氏名)		誕生日 西暦 年 月 日	7. 平成 9. 令和	年	月	日	障害の状態に ある・ない	◆診

問責記入欄
別紙有無
有

※請求者が子である場合は、1ページの2に記入した子以外の子についてご記入ください。

※3人目以降は別紙にご記入の上、この請求書に添付してご提出ください。

8. 生計維持関係の確認のため、以下の申し立てをご記入ください。

遺族年金は死亡した方によって生計を維持されていた遺族に支給されます。

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

- ① 生計を同じくしていること（例）同居している。単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている。
- ② 収入要件を満たしていること
年収850万円（所得655.5万円）以上を将来にわたって有しないことが認められること。

生計維持関係に関する申立書

申立日 令和 年 月 日
(記入日)

1. 死亡当時、請求者（および子）は、死亡した方と生計を同じくしていましたか。該当するものを○で囲んでください。
(請求者に子がある場合は、請求者は子と生計を同じくしていましたか。)

※同居していた場合や、単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしていた場合は生計を同じくしていることとなります。

はい いいえ

2. 死亡した方によって生計を維持されていた方の収入について、該当するものを○で囲んでください。

対象者	(1)年収は850万円未満ですか。 (または所得655.5万円未満ですか。)		(1)で「いいえ」を○で囲んだ方のみご記入ください。 (2)おおむね5年以内に年収850万円 (所得655.5万円)未満となる見込み がありますか
請求者	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	<input type="radio"/> はい※ <input type="radio"/> いいえ	
子 Ⓐ欄の子	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	<input type="radio"/> はい※ <input type="radio"/> いいえ	
子 Ⓑ欄の子	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	<input type="radio"/> はい※ <input type="radio"/> いいえ	

※ 「はい」を○で囲んだ方は、おおむね5年以内に年収850万円（所得655.5万円）未満となる見込みがあることが確認できる書類の添付が必要となります。

◆年金請求書（国民年金寡婦年金）（令和7年6月～）

様式第109号

年金請求書（国民年金寡婦年金）

- のなかに必要事項をご記入ください。（◆印欄には、なにも記入しないでください。）
- 黒インクのボールペンでご記入ください。鉛筆や、摩擦等により消色するインクを用いたペンは使用しないでください。
- フリガナはカタカナでご記入ください。
- この請求書は市区町村役場またはお近くの年金事務所にご提出ください。

職員記入欄	⑤作成原因	⑥進達番号		
入力処理コード	01			
6300014 年金コード 595	⑧重無	⑨未保	⑩支保	

郵便番号コード

1 7 4 1

二次元コード



1. 死亡した方についてご記入ください。

① 基礎年金番号		② 生年月日	③ 大正(昭和) (平成)	年	月	日
⑪ 氏名	(フリガナ)	(氏)	(名)			

2. 請求者(年金を受ける方)についてご記入ください。

*個人番号(マイナンバー)を記入された場合、個人番号カード(マイナンバーカード)等の提示または写しの提出が必要です。詳しくは4ページをご確認ください。

③ 個人番号※ (マイナンバー)	④ 生年月日	⑤ 昭和 (平成)	年	月	日	
基礎年金番号		電話番号	—			
② 氏名	(フリガナ)	(氏)	(名)	*日中に連絡が取れる電話番号(携帯も可)をご記入ください。		
⑬ 住所の郵便番号	⑭ 住所	(フリガナ)	市町村			

3. 年金の受取口座をご記入ください。貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。

年金受取口座に公金受取口座として登録済の口座を利用するかご記入ください。

⑳ 公金受取口座の利用意思	① 利用する	② 利用しない(または未登録)
---------------	--------	-----------------

*公金受取口座を利用する場合は、通帳等の書類の提出は不要です。

年金受取口座として指定する口座をご記入ください。(公金受取口座を利用する場合も必ずご記入ください。)

⑮ (2) 年 金 振 込 先 ゆき せん けん	⑯ 金融機関コード	⑰ 支店コード	(フリガナ)	(フリガナ)	銀行 支店 出張所 本所 支所	⑪ 預金種別	⑫ 口座番号(左詰めで記入)
	支店コード	(フリガナ)	(フリガナ)	本店 支店 出張所 本所 支所	預金種別	口座番号(左詰めで記入)	
⑱ ゆき せん けん	⑲ 金融通帳の記号(左詰めで記入)	⑳ 番号(右詰めで記入)	金融機関またはゆうちょ銀行の通帳欄				
→	→	←					
口座名義人氏名 (カタカナ)	(姓)	(名)	⑪ 既存口座と、口座名義人氏名が同じであることを確認下さい。 ※通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、預金種別、口座番号の面)を添付する場合または公金受取口座を利用する場合、証明不要です。				

上記①で「2利用しない(または未登録)」を選択された方は、上記②年金振込先を公金受取口座へ登録するかご記入ください。

⑳ 公金受取口座の登録意思	① 登録する	② 登録しない
---------------	--------	---------

公金受取口座については4ページをご参照ください。

◆年金請求書（国民年金寡婦年金）（令和7年6月～）

4. 請求者(年金を受ける方)についてご記入ください。

(1) 今回請求する年金の他に現在請求中の公的年金があれば○で囲んでください。(請求中の年金がない場合は記入不要です。)

公的年金制度名			年金の種類
① 国民年金法	② 厚生年金保険法	③ 船員保険法	<input type="radio"/> 老齢または退職
④ 国家公務員共済組合法	⑤ 地方公務員等共済組合法	⑥ 私立学校教職員共済法	<input type="radio"/> 障害
⑦ その他 ()			<input type="radio"/> 遺族

(2) ❸欄(1ページ目)を記入していない方は、次のことにお答えください。

(記入した方は回答の必要はありません。)

過去に厚生年金保険、国民年金または船員保険に加入したことがありますか。○で囲んでください。
「ある」と答えた方は、加入していた制度の年金手帳の記号番号をご記入ください。

(はい) (いいえ)

厚生年金保険 (または船員保険)	国 民 年 金
---------------------	---------

5. 死亡した方についてご記入ください。

(1)死亡した方の住所 右欄のいずれかをチェックしてください。	<input checked="" type="checkbox"/> 請求者と同じ住所
	<input type="checkbox"/> 請求者と別住所(下欄に住所をご記入ください。)
	住所
(2)死亡年月日	令和 年 月 日
(3)死亡の原因は第三者の行為(交通事故、労働災害、傷害等)によりますか。	
<input type="checkbox"/> (はい) · <input type="checkbox"/> (いいえ)	
<small>※「はい」を○で囲んだ場合は「国民年金・厚生年金保険 第三者行為事故状況届」の提出が必要となります。</small>	
(4)死亡の原因是、業務・公務上の事由※によりますか。 <small>(※ 通勤災害は業務上・公務上の事由には該当しません。)</small>	(5)労働基準法による遺族補償※が受けられますか。 <small>(※労働者災害補償保険法(労災法)による給付とは異なります。)</small>
<input type="checkbox"/> (はい) · <input type="checkbox"/> (いいえ)	<input type="checkbox"/> (はい) · <input type="checkbox"/> (いいえ)
(6)死亡一時金を受け取ることができますか、寡婦年金を選択しますか。	
<input type="checkbox"/> (はい) · <input type="checkbox"/> (いいえ)	
(7)過去に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号で、基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、その記号番号をご記入ください。	
厚生年金保険 (または船員保険)	国 民 年 金

◆年金請求書（国民年金寡婦年金）（令和7年6月～）

6. 生計維持関係の確認のため、以下の申し立てをご記入ください。

寡婦年金は死亡した方によって生計を維持されていた妻に支給されます。

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

- ① 生計を同じくしていること（例）同居している。単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている。
- ② 収入要件を満たしていること

年収850万円（所得655.5万円）以上を将来にわたって有しないことが認められること。

生計維持関係に関する申立書

申立日 (要記入)	令和 年 月 日
--------------	----------

1. 死亡当時、請求者は、死亡した方と生計を同じくしていましたか。該当するものを○で囲んでください。

※同居していた場合や、単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしていた場合は生計を同じくしていることとなります。

はい · いいえ

2. 請求者の収入について、該当するものを○で囲んでください。

(1) 年収は850万円未満ですか。 (または所得655.5万円未満ですか。)	(1)で「いいえ」を○で囲んだ方のみご記入ください。
	(2) おおむね5年以内に年収850万円 (所得655.5万円) 未満となる見込み がありますか。
<input type="checkbox"/> はい · <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい※ · <input type="checkbox"/> いいえ

※「はい」を○で囲んだ方は、おおむね5年以内に年収850万円（所得655.5万円）未満となる見込みがあることが確認できる書類の添付が必要となります。

④ 年金コードまたは共済組合コード・年金種別

1

2

3

⑤ 他 年 金 種 別

⑥ 上 外	⑦ 第三者行為
上 外 1 2	

⑧ 受 給 権 発 生 年 月 日	⑨ 条 文	⑩ 停止事由	⑪ 停 止 期 間
元号 年 月 日 0 1 4 9 0 0 1 0 0			元号 年 月 元号 年 月

⑫ 失権事由	⑬ 失 権 年 月 日

⑭ 時効区分	◆終了表示	E	送信
--------	-------	---	----

◆年金請求書（国民年金遺族基礎年金）（別紙）（令和7年6月～）

样式第110号

年金請求書(国民年金遺族基礎年金)(別紙)

(注) 1. この請求書は、遺族基礎年金をつけることができる方が2人以上あるときにご使用ください。

2. この請求書は、請求書（様式第108号）に添えてご提出ください。

- のなかに必要事項をご記入ください。(◆印欄には、なにも記入しないでください。)
黒インクのボールペンでご記入ください。鉛筆や、摩擦等により消色するインクを用いたペンは使用しないでください。
フリガナはカタカナでご記入ください。

職員記入欄	
入力処理コード	登録番号
6:3:0:0:4:0	
年金コード	<input checked="" type="radio"/> 前報区分 <input type="radio"/> 半保 <input type="radio"/> 支保 <input type="radio"/> 要数 6:4

支
付
登
録
コ
ード



1. 死亡した方についてご記入ください。

① 基礎年金番号								② 生年月日	③ 大正(昭和) ④ 年 ⑤ 昭和 ⑥ 平成	年	月	日
氏名	(フリガナ)										性別	
	(姓)	(名)										

2. 請求者(年金を受ける方)についてご記入ください。

*個人番号(マイナンバー)を記入された場合、個人番号カード(マイナンバーカード)等の提示または写しの提出が必要です。詳しくは3ページをご確認ください。

③	個人番号 (マイナンバー)							④ 生年月日	○ 大正5.昭和 □ 平成9.令和	年	月	日
	基礎年金番号							電話番号	- - -			
⑤ 氏名		(フリガナ)						⑩ 総柄	性別	※印字中に漢字が取れる電話番号 (携帯も可) をご記入ください。		
		(氏)		(名)				◆ 3	①男 ②女			
⑪ 住所の郵便番号	⑫ 住 所	(フリガナ)										
				市	区	町	村					
社会保険労務士 の提出代行者欄												

3. 年金の受取口座をご記入ください。貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。

年金受取口座に公金受取口座として登録済の口座を利用するかご記入ください。

- (1) 公金受取口座の利用申請

① 利用する

② 利用しない(または未登録)

*公金受取口座を利用する場合は、通帳等の写しの添付や預款回数の証明は不要です。

年金受取口座として指定する口座を二記入ください。(公金受取口座を利用する場合も必ず二記入ください。)

平成文取印座として指定する印座をご記入ください。(公並文取印座を利用する場合に必ず記入ください。)											
(1) 年 金 振 込 先	① 金 額 欄	⑪ 支 出 機 関 コード	⑫ 支 店 コード	(フリガナ)	番号 (フリガナ)	本店 支店 出張所 本社 支所	⑬ 預 金 種 別	⑭ 口座番号(左詰めで記入)			
		●	●					<input checked="" type="radio"/> 普通	<input type="radio"/> 当座	→	←
貯金通帳の記号(左詰めで記入)				番号(右詰めで記入)				金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄			
→	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
口座名義人氏名 (カタカナ)		(西)		(東)							

上記(1)で「2.利用しない(または未登録)」を選択された方は、上記(2)年金振込先を公金受取口座へ登録するかご記入ください。

- (3) 公金受取口座
登録する 登録しない

公金融取引所について(3)支票の発行と支拂い

◆年金請求書（国民年金遺族基礎年金）（別紙）（令和7年6月～）

4. 死亡した方の子についてご記入ください。

子とは、次のいずれかに該当する方を指します。

- ①：18歳になった後の最初の3月31日までにある子
②：20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子

※1ページの2に記入した子以外の子についてご記入ください。

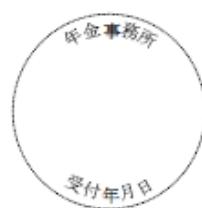
※3人目以降は別紙にご記入の上、この請求書に添付してご提出ください。

別紙の様式については、日本年金機構のホームページに掲載していますのでご活用ください。

届出用紙の郵送を希望される場合は、「ねんきんダイヤル」やお近くの年金事務所にお問い合わせください。

②年金コードまたは共済組合コード・年金種別							
1							
2							
3							
③他年金種別							
④傷病名		⑤診断書	⑥有年数				
			元号				
⑦受給権発生年月日		⑧停止年月日	⑨停止期間	⑩条文	⑪失権事由	⑫失権年月日	
元号 年 月 日		元号 年 月 日	元号 年 月 日	0 1 3 7 0 0 1		年 月 日	
⑬時効区分		◆終了表示	E	送信			
⑭入力処理コード		⑮進達課所	⑯進達番号	⑰生年月日	年金種別		
6 3 0 8 0 0				明・大・昭・平・令 1 3 5 7 9	年 月 日	遺族 64	
完了処理		⑲完了表示	1 完了				

◆加給年金額または子の加算額に係る別紙様式

	申立日 (記入日) 令和 年 月 日																																																																																				
<p style="text-align: center;">老齢厚生年金請求書 障害基礎年金請求書 遺族基礎年金請求書</p> <p style="text-align: center;">加給年金額または子の加算額に係る別紙様式</p>																																																																																					
受給権者(請求者)	個人番号(マイナンバー)																																																																																				
	基礎年金番号																																																																																				
	(フリガナ)																																																																																				
	氏名																																																																																				
<p>下記の加給年金額(子の加算額)の対象者は、私が生計を維持していることを申し立てます。 (遺族年金の受給権者である場合は、死亡当時、子は死亡前に生計維持されていたことを申し立てます。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; vertical-align: top; text-align: center;"> 加給年金額・子の加算額の対象者 </td> <td style="width: 10%; text-align: center;"> 子 <small>個人番号</small> </td> <td>(フリガナ) (氏) (名)</td> <td>生年月日</td> <td style="text-align: center;">(平) (丁)</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>障害の状態に <input checked="" type="checkbox"/>ある・<input type="checkbox"/>ない</td> <td>兼</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="vertical-align: top; text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"> 子 <small>個人番号</small> </td> <td>(フリガナ) (氏) (名)</td> <td>生年月日</td> <td style="text-align: center;">(平) (丁)</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>障害の状態に <input checked="" type="checkbox"/>ある・<input type="checkbox"/>ない</td> <td>兼</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 子 <small>個人番号</small> </td> <td>(フリガナ) (氏) (名)</td> <td>生年月日</td> <td style="text-align: center;">(平) (丁)</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>障害の状態に <input checked="" type="checkbox"/>ある・<input type="checkbox"/>ない</td> <td>兼</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 子 <small>個人番号</small> </td> <td>(フリガナ) (氏) (名)</td> <td>生年月日</td> <td style="text-align: center;">(平) (丁)</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>障害の状態に <input checked="" type="checkbox"/>ある・<input type="checkbox"/>ない</td> <td>兼</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 子 <small>個人番号</small> </td> <td>(フリガナ) (氏) (名)</td> <td>生年月日</td> <td style="text-align: center;">(平) (丁)</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>障害の状態に <input checked="" type="checkbox"/>ある・<input type="checkbox"/>ない</td> <td>兼</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 子 <small>個人番号</small> </td> <td>(フリガナ) (氏) (名)</td> <td>生年月日</td> <td style="text-align: center;">(平) (丁)</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>障害の状態に <input checked="" type="checkbox"/>ある・<input type="checkbox"/>ない</td> <td>兼</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 子 <small>個人番号</small> </td> <td>(フリガナ) (氏) (名)</td> <td>生年月日</td> <td style="text-align: center;">(平) (丁)</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>障害の状態に <input checked="" type="checkbox"/>ある・<input type="checkbox"/>ない</td> <td>兼</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 子 <small>個人番号</small> </td> <td>(フリガナ) (氏) (名)</td> <td>生年月日</td> <td style="text-align: center;">(平) (丁)</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>障害の状態に <input checked="" type="checkbox"/>ある・<input type="checkbox"/>ない</td> <td>兼</td> </tr> </table>												加給年金額・子の加算額の対象者	子 <small>個人番号</small>	(フリガナ) (氏) (名)	生年月日	(平) (丁)	年	月	日	障害の状態に <input checked="" type="checkbox"/> ある・ <input type="checkbox"/> ない	兼		子 <small>個人番号</small>	(フリガナ) (氏) (名)	生年月日	(平) (丁)	年	月	日	障害の状態に <input checked="" type="checkbox"/> ある・ <input type="checkbox"/> ない	兼	子 <small>個人番号</small>	(フリガナ) (氏) (名)	生年月日	(平) (丁)	年	月	日	障害の状態に <input checked="" type="checkbox"/> ある・ <input type="checkbox"/> ない	兼	子 <small>個人番号</small>	(フリガナ) (氏) (名)	生年月日	(平) (丁)	年	月	日	障害の状態に <input checked="" type="checkbox"/> ある・ <input type="checkbox"/> ない	兼	子 <small>個人番号</small>	(フリガナ) (氏) (名)	生年月日	(平) (丁)	年	月	日	障害の状態に <input checked="" type="checkbox"/> ある・ <input type="checkbox"/> ない	兼	子 <small>個人番号</small>	(フリガナ) (氏) (名)	生年月日	(平) (丁)	年	月	日	障害の状態に <input checked="" type="checkbox"/> ある・ <input type="checkbox"/> ない	兼	子 <small>個人番号</small>	(フリガナ) (氏) (名)	生年月日	(平) (丁)	年	月	日	障害の状態に <input checked="" type="checkbox"/> ある・ <input type="checkbox"/> ない	兼	子 <small>個人番号</small>	(フリガナ) (氏) (名)	生年月日	(平) (丁)	年	月	日	障害の状態に <input checked="" type="checkbox"/> ある・ <input type="checkbox"/> ない	兼
加給年金額・子の加算額の対象者	子 <small>個人番号</small>	(フリガナ) (氏) (名)	生年月日	(平) (丁)	年	月	日	障害の状態に <input checked="" type="checkbox"/> ある・ <input type="checkbox"/> ない	兼																																																																												
	子 <small>個人番号</small>	(フリガナ) (氏) (名)	生年月日	(平) (丁)	年	月	日	障害の状態に <input checked="" type="checkbox"/> ある・ <input type="checkbox"/> ない	兼																																																																												
	子 <small>個人番号</small>	(フリガナ) (氏) (名)	生年月日	(平) (丁)	年	月	日	障害の状態に <input checked="" type="checkbox"/> ある・ <input type="checkbox"/> ない	兼																																																																												
	子 <small>個人番号</small>	(フリガナ) (氏) (名)	生年月日	(平) (丁)	年	月	日	障害の状態に <input checked="" type="checkbox"/> ある・ <input type="checkbox"/> ない	兼																																																																												
	子 <small>個人番号</small>	(フリガナ) (氏) (名)	生年月日	(平) (丁)	年	月	日	障害の状態に <input checked="" type="checkbox"/> ある・ <input type="checkbox"/> ない	兼																																																																												
	子 <small>個人番号</small>	(フリガナ) (氏) (名)	生年月日	(平) (丁)	年	月	日	障害の状態に <input checked="" type="checkbox"/> ある・ <input type="checkbox"/> ない	兼																																																																												
	子 <small>個人番号</small>	(フリガナ) (氏) (名)	生年月日	(平) (丁)	年	月	日	障害の状態に <input checked="" type="checkbox"/> ある・ <input type="checkbox"/> ない	兼																																																																												
	子 <small>個人番号</small>	(フリガナ) (氏) (名)	生年月日	(平) (丁)	年	月	日	障害の状態に <input checked="" type="checkbox"/> ある・ <input type="checkbox"/> ない	兼																																																																												
 署名 交付年月日																																																																																					
 署名 交付年月日																																																																																					

特別徴収事務ご担当者様へ

介護保険料等の特別徴収事務において注意していただきたい事項をまとめています。特別徴収における各種通知が、日本年金機構へ正しく送信されないことにより、正常に処理ができないという事態を避けるために担当課へ必ず回覧ください。

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

今回、過去の事例を踏まえた特別徴収依頼通知（年次）及び各種異動通知（月次）（以下、特別徴収依頼通知等という。）の情報交換における留意事項をご紹介いたしますので、特別徴収事務において、ご活用いただきますようお願ひいたします。また、2025年5月発行の「かけはし第94号」にも特別徴収に関する内容を掲載しておりますのであわせてご活用ください。

なお、掲載している事例はあくまで一部のものとなります。特別徴収依頼通知等を作成いただく際は、必ず情報交換媒体作成における仕様書等をご確認いただくようお願いします。

特別徴収依頼通知等の情報交換において注意していただきたいこと

1. 特別徴収依頼通知等の送信漏れや送信誤り

特別徴収依頼通知等の情報交換において、下記の事例のように日本年金機構（以下、機構という。）に特別徴収依頼通知等を送信できていなかった・誤った特別徴収依頼通知等を送信してしまったといったご相談をいただきます。

事例 1 送信時の作業手順の誤り等により、国民健康保険連合会・地方税共同機構（以下、経由機関という。）に特別徴収依頼通知等を送信できなかつたため、機構に特別徴収依頼通知等が送信されなかつた。

事例 2 経由機関に、特別徴収依頼通知等を送信したが、送信結果の確認を失念し、送信エラーとなっていることに気付かず、結果として特別徴収依頼通知等が機構に送信されなかつた。

事例 3 特別徴収依頼通知等の作成を委託していた委託先の業者のミスにより、誤った特別徴収依頼通知等を経由機関に送信した結果、誤った特別徴収依頼通知等が機構に送信された。

上記の事例のように、特別徴収依頼通知等の送信を漏らしてしまったり、誤った特別徴収依頼通知等を送信してしまうと、特別徴収が行えない・正しい額を特別徴収できない・特別徴収を止めなければならないのに止められない等、**特別徴収事務ご担当者様はもちろんのこと、住民の方々にも負担になります**ので、特別徴収依頼通知等の送信漏れや送信誤りにご注意ください。

なかでも、特別徴収依頼通知（年次）の情報交換は、**1年間の特別徴収の実施の可否や徴収金額をお知らせいただく大変重要な通知**となります。細心の注意を払い、特別徴収依頼通知（年次）の作成及び送信を行っていただきますようお願ひいたします。

特別徴収依頼通知（年次）の送信漏れ等により、機構において特別徴収依頼通知が収録できなかつた場合、当該年度の特別徴収を行うことができず、**普通徴収で対応いただけます**ことになります。

2. 特別徴収依頼通知等の作成誤り

(1) 特別徴収を止めたいとき

- ① 「**41-01(死亡による停止)**」を機構に通知すると、公的年金からの特別徴収が停止になるとともに、**年金の支払いも停止**となります。誤って通知した場合、お客様への影響が大きいため、通知を作成する際は十分ご注意ください。
- ② 他市区町村に転出後、転出元市区町村から「**41-02(転出による停止)**」が**通知されていない場合**、転出元の市区町村で特別徴収が継続されるだけでなく、転出先市区町村から通知される「特別徴収追加依頼通知（31-02）」がエラーとなり、**転出先の市区町村で特別徴収が行えなくなります**ので、通知の作成漏れがないよう十分ご注意ください。
- ③ 資格喪失等通知を作成する際、各種年月日欄（事実発生日）の日付が、**作成年月日欄の日付より後の日付になっている場合**、機構で処理する際にエラーとなり、**特別徴収が継続されます**ので、各種年月日欄に作成年月日欄の日付より後の日付を設定しないようご注意ください。
- ④ 個人住民税の「41-02（転出による停止）」を作成する際、停止年月欄に翌年度4月を設定するようお願いいたします。**停止年月欄に翌年度4月以外が設定されている場合**、機構で処理を行う際にエラーとなり、**特別徴収が継続されます**ので、ご注意ください。また、通知を送付する場合は、2月の情報交換に間に合うように経由機関に送信いただきますようお願いします。

(2) 仮徴収額を変更したいとき

「仮徴収額変更依頼通知（61-00）」を作成する際、各種金額欄の金額1に変更後仮徴収額を設定し、金額2及び金額3には全桁“0”を設定する必要がありますが、**金額1にも“0”が設定されているケースが見受けられます**。金額1に誤って“0”を設定することがないようご注意ください。

(3) 特別徴収税額等を変更したいとき

「特別徴収税額等変更通知（63-01）」を作成する際、各種金額欄の設定方法が適切ではない（変更前の支払回数割特別徴収額を設定するべきところ、“0”を設定している等）ため、機構で処理を行う際にエラーとなり、特別徴収額が変更できないケースが見受けられます。各種金額欄の設定について、**媒体仕様書の内容を再度確認いただきますようお願いいたします。**

(次頁に続く)

(4) 住所地特例対象者を通知するとき

- ① 市区町村から、機構に「81-01(住所地特例該当通知)」を通知したにも関わらず、年次の特別徴収対象者情報が送付されてこないとの照会を多くいただきます。
「81-01(住所地特例該当通知)」は、毎年4月から翌年3月の期間に機構に通知された場合、翌年度の年次の対象者抽出処理の際に反映されます。
※機構における年次の対象者抽出処理は、毎年4月に行われますが、4月に通知された「81-01(住所地特例該当通知)」は5月に機構で処理が行われますので、4月に「81-01(住所地特例該当通知)」を通知いただいた者については、翌年度に住所地特例対象者として特別徴収対象者情報を作成することとなります。
- ② 年度の途中で特別徴収を中止した場合は、住所地特例も解除され、翌年度の年次の特別徴収対象者情報が、住所地特例解除前の市区町村に通知されないことに注意してください。
この場合、機構が年次の特別徴収対象者情報を作成する時期までに、「81-01(住所地特例該当通知)」をあらためて通知してください。この通知を受けて、機構が翌年から、住所地特例対象者として特別徴収対象者情報を市区町村に送付します。
- ③ 住所地特例対象者として特別徴収を行っている方が、改めて特別徴収を行っている市区町村に住民登録が行われると、機構から特別徴収追加候補者情報「30-02（住所変更者）」を送付します。
このとき、既に介護保険料のみ特別徴収を行っている方について、新たに国民健康保険料（税）または後期高齢者医療保険料の特別徴収を開始しようとする場合には、特別徴収継続中の介護保険料についても「31-01（対象者）」として特別徴収追加依頼通知をお願いいたします。
特別徴収継続中であることを理由として、介護保険料を「31-03（非対象者）」で通知すると、特別徴収開始依頼通知が経由機関においてエラーとなり、国民健康保険料（税）または後期高齢者医療保険料の特別徴収が行えませんのでご注意ください。
※「31-01（対象者）」通知に対して、介護保険料の特別徴収追加依頼処理結果通知は「31-51（相関性エラー）」となりますが、介護保険料の特別徴収は継続されます。

介護保険料等の特別徴収にかかるお問合せ先

【市区町村様からのお問合せ先】

日本年金機構 特定事業部 年金支払調整グループ (03-5344-1100 (代表))

【年金受給権者様からのお問合せ先】

お近くの年金事務所または、ねんきんダイヤル (0570-05-1165)

国民年金保険料の口座振替及びクレジットカード納付の利用勧奨を行います

現金で国民年金保険料を納付している方へ、口座振替及びクレジットカード納付の利便性や前納制度による割引等を周知し、利用促進に向けた勧奨を行います。

対象者

口座振替納付及びクレジットカード納付を利用していない方のうち、下記要件のいずれにも該当する方（※）

1. 令和5年5月分から令和7年4月分に未納がない方
2. 令和7年4月分が定額納付済の方（前納でない方）
 - ※ 令和7年6月中旬に対象者を抽出しています。
 - ※ 令和7年4月分以降が前納済の方は、令和8年1月に勧奨を予定しています。

発送日

- ◆ 令和7年8月上旬（予定）

発送物

- ◆ 国民年金保険料口座振替納付申出書兼還付金振込方法（※）
 - ◆ 国民年金保険料クレジットカード納付申出書（※）
 - ◆ 勧奨用リーフレット
 - （勧奨用リーフレットの例は、本誌32頁～33頁をご覧ください。）
 - ◆ 返信用封筒
- ※ 「国民年金保険料口座振替納付申出書兼還付金振込方法」及び「国民年金保険料クレジットカード納付申出書」は、被保険者の基礎年金番号、生年月日及び住所が印字されたものを送付します。
- ※ 口座振替については、マイナポータルを経由し「ねんきんネット」による口座振替申出の手続きが可能です。（一部金融機関では対応していません。詳しくは日本年金機構ホームページをご確認ください。）

日本年金機構ホームページへの記載

令和7年8月に、日本年金機構ホームページの「大切なお知らせ」に掲載予定です。

留意事項

令和7年6月中旬の情報をもとに送付するため、すでに口座振替やクレジットカード納付をお申込みいただいている方や、国民年金第1号被保険者ではなくなりました方もお知らせが届く場合がありますので、ご留意願います。

勧奨用リーフレット（おもて面）

国民年金保険料を納付書で納めている方へ

口座振替・クレジットカードでの 納付が便利でおトク！ってご存じでしたか？

なんで便利でおトクなの？

- 金融機関等へ行く手間が省けます。
- 保険料の納め忘れがありません。
- 口座振替は前納割引で、さらにお得！

※クレジットカード納付は納付書と同額の割引が適用されます。

おすすめできる
ポイントがこんなに
あるんだね



ねんきん太郎
「ねんきんネット」マスコット

【令和7年度額】

支払方法	1ヶ月		6ヶ月		1年		2年	
期間			4月～9月分、10月～翌年3月分		4月～翌年3月分		4月～翌々年3月分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
納付書（毎月払い）	17,510円		105,060円		210,120円		425,160円	
①口座振替前納	17,450円	60円	103,870円	1,190円	205,720円	4,400円	408,150円	17,010円
②クレジット前納 納付書前納			104,210円	850円	206,390円	3,730円	409,490円	15,670円

※前納を2年になると、1ヶ月分の保険料額（17,510円）と同程度の割引が受けられます。

※前納を希望する場合、いつでもお申し込みができ、振替(立替納付)開始時から年度末（又は翌年度末）までの保険料をまとめて振替（立替納付）ができます。

※直近の4月から2年分の保険料の前納（開始）を希望される場合は、振替(納付)方法を「2年前納（4月開始）」に選択のうえ、申出書を2月末までに日本年金機構に提出（必着）してください。

手続き方法



①口座振替

での納付をご希望の方

●オンラインで手続き

マイナポータルを経由し「ねんきんネット」上でオンラインによる口座振替申出の手続きができます。

申出書の記入や金融機関届出印の押印が不要で、ご自宅からいつでも申出可能です。また、1ヶ月程度で振替を開始できますので、**オンラインでのお申し込みをぜひご利用ください。**

※一部の金融機関では対応できません。
電子申請の概要是日本年金機構ホームページをご覧ください。

国民年金 口座振替 電子申請 検索



②クレジットカード

での納付をご希望の方

同封の「国民年金保険料クレジットカード納付申出書」に必要事項を記入の上、提出します。

※クレジットカード納付は、立替納付の開始まで2ヶ月程度かかる場合があります。

※クレジットカード名義人が本人・配偶者以外の場合は、同意書によるカード名義人の同意が必要です。

同意書は、日本年金機構ホームページ「申請・届出様式」からダウンロードできます。

●画面での手続き

同封の「国民年金保険料口座振替納付申出書兼還付金振込方法申出書」に必要事項を記入の上、提出します。

※手続き完了後、口座振替をご希望の方は「国民年金保険料口座振替開始(変更)通知書」、クレジットカード納付をご希望の方は「国民年金保険料クレジットカード納付開始(変更)通知書」でお支払いの開始月、納付金額及び納付期間をお知らせします。

※イオン銀行及びGMOあおぞらネット銀行以外のインターネット専業銀行（ネット銀行）の口座では口座振替の利用はできません。

日本年金機構
Japan Pension Service

日本年金機構ホームページ
<https://www.nenkin.go.jp/>



2508 1016 001

July2025 <Vol.95>

勧奨用リーフレット（うら面）

記入例

○申出書は、口座振替とクレジットの2種類あります。どちらか選択してください。

口座振替納付申出書

太枠の部分をご記入ください。



- ①印字された基礎年金番号と生年月日を確認のうえ、**本人の氏名をご記入ください。**

- ②希望する振替方法の番号に○を付けてください。

※保険料の割引額は「当月未振替(早割)」、「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納(2年前納(4月開始))」の順に大きくなります。

(2年前納がもっともお得です)

<p>③被保険者本人の口座であっても口座名義人氏名をご記入ください。 (記入漏れにご注意ください。)</p>	
<p>④金融機関への届出印を鮮明に押印してください。</p>	

【ご注意ください】

- ・「国民年金保険料口座振替依頼書（金融機関・ゆうちょ銀行用）」の記入事項を訂正する場合は、必ず**訂正印（届出印）**を押印してください。
- ・国民年金保険料口座振替納付申出書兼還付金振込方法申出書（年金事務所用）および国民年金保険料口座振替依頼書（金融機関・ゆうちょ銀行用）の両方を切り取らずにご提出ください。

クレジットカード納付申出書

太枠の部分をご記入ください。

- ①印字された基礎年金番号と生年月日を確認のうえ、**本人の氏名をご記入ください。**

- ②希望する納付方法の番号に○を付けてください。

※保険料の割引額は「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納(2年前納(4月開始))」の順に大きくなります。

(2年前納がもっともお得です)

<p>③クレジットカード会員の方が自署でご記入ください。</p>	
<p>被保険者本人のクレジットカードであっても、クレジットカード名義人名をご記入ください。</p>	
<p>④本人以外の場合に電話番号をご記入ください。</p>	
<p>被保険者との続柄が本人・配偶者以外の場合は、クレジットカード名義人に対して、電話又は書面による同意確認を行っています。</p>	

国民年金事務の窓口相談時における留意点

日本年金機構では、組織全体として同じ品質でお客様サービスを行うため、お客様対応時に確認する必要がある事項をまとめ、日頃から研修等で周知を行っています。

今般、説明誤りや説明漏れが生じやすい主な事案をまとめましたので、参考にしていただき、引き続き、適切な業務運営にご協力をよろしくお願ひいたします。

任意加入制度（厚生年金保険、共済組合等加入者を除く）

任意加入を行い、国民年金保険料を納付することで、「老齢基礎年金額の増額」や「受給資格を満たすこと」ができます。

以下に該当する場合、手続きが必要になりますので、お客様の意向や年金記録を確認し、任意加入制度の説明を行っていただくようお願いいたします。

- **60歳以降、年金額増額のために国民年金保険料納付を希望する場合**
- **海外転出後も国民年金保険料の納付を希望している場合**

（任意加入者が帰国した場合、任意加入の喪失手続きが必要となります。）

付加保険料納付申出制度（厚生年金保険、共済組合等加入者を除く）

付加保険料を上乗せして納めることで、「老齢基礎年金額の増額」ができます。

付加保険料申出制度は遡って手続きができないため、お客様が窓口に来訪した際は以下の項目を確認し、説明を行っていただくようお願いいたします。

- **国民年金資格を取得する場合、付加保険料の納付を希望していないか**
- **iDeCo（個人型確定拠出年金）と同時に付加保険料を納付する場合、
iDeCoの掛金が月額67,000円を超えていないか**
(iDeCoの掛金と付加保険料を合わせて月額68,000円が限度)
- **国民年金基金に加入している場合、付加保険料の納付申出ができない**
- **農業者年金に加入している場合、付加保険料の納付該当届が必須**

市区町村における多言語通訳サービスの利用について

日本年金機構では、外国人のお客様からの相談に円滑かつ適切に対応するため、平成29年10月に多言語通訳サービスによる電話相談を開始し、令和2年10月から本サービスの利用範囲を市区町村まで拡大しました。

市区町村職員の皆様が、国民年金業務にかかる相談で窓口に来訪された外国人のお客様を対応する際、日本年金機構が提供する電話による多言語通訳サービスをご利用いただけます。

サービス内容	
対応言語	英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ミャンマー語
利用時間	<p>【英語のみ】 月曜日（週の第1営業日） 8：30～19：00 火曜日から金曜日 8：30～17：15 第2土曜日 9：30～16：00 ※土日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は通訳サービスを利用できません。</p> <p>【英語以外】 月曜日から金曜日 8：30～17：15 ※土日、祝日、12月29日～1月3日は通訳サービスを利用できません。</p>
利用申込済市区町村数	723市区町村（令和7年4月1日時点） 
利用申込方法	多言語通訳サービスの利用を希望される場合は、管轄の年金事務所の国民年金課へお問い合わせください。

【通訳サービス利用イメージ】

利用シーン：外国人のお客様が市区町村窓口（国民年金業務）に来訪



令和7年度「わたしと年金」エッセイの募集周知をお願いします！

日本年金機構では、市（区）役所または町村役場をはじめ関係機関・関係団体の協力のもと、地域に根ざした公的年金制度の周知・啓発活動（地域年金展開事業）を積極的に実施しているところです。

その一環として、広く国民の皆さんに公的年金制度との関わりを考えていただくよう、応募者ご自身やご家族との公的年金制度の関わり、公的年金の大切さなどをテーマに、「わたしと年金」エッセイを募集しています。

応募作品の中から優れた作品については、厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、その他各賞を選定し、受賞者の方に表彰状の授与や記念品を贈呈するほか、作品を日本年金機構ホームページへ掲載します。

■主催：日本年金機構■

後援：厚生労働省、文部科学省、全国高等学校長協会、全国都道府県教育委員会連合会

■応募資格■

中学生以上の方

■応募締切■

令和7年9月8日（月）当日消印有効

■提出先■

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

日本年金機構 事業推進統括部 管理・市区町村調整グループ「わたしと年金」担当

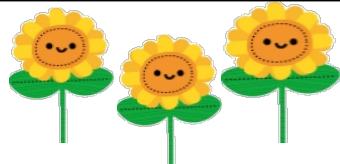
■賞■

厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞、入選

（表彰状の授与並びに記念品を贈呈します。）

※ 応募要項や過去の受賞作品等、詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください。

ぜひ、住民の皆さんへの周知をお願いいたします。



「わたしと年金」エッセイの募集にあたっては、ポスター・リーフレットを用意しています。

募集期間中のポスターの掲示やリーフレットの設置につきまして、ご理解とご協力をお願いします。

「わたしと年金」エッセイアニメーション動画のご案内

「わたしと年金」エッセイの受賞作品をアニメーション化し、日本年金機構ホームページに掲載しています。年金について学生の方や現役世代の方の体験談のエッセイを動画としていますので、ぜひご覧ください。

動画の視聴方法



①パソコンの場合

日本年金機構のホームページよりご視聴ください。

「わたしと年金」エッセイ

検索

<https://www.nenkin.go.jp/info/torikumi/nenkin-essay/index.html>



②スマートフォンの場合

右の二次元コードを読み取り、ご視聴ください。

(上記の日本年金機構ホームページからもご視聴いただけます。)



「わたしと年金」エッセイアニメーション動画特設案内ページ▶

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/animation.html>

令和2年度厚生労働大臣 受賞作品

■あらすじ■

わたしは大学時代に事故で足を切断してしまったが、母親が学生納付特例の手続きをしていたことで、障害年金を受給することができた。

その後、市役所の年金担当として勤務するようになったわたしは…



令和4年度厚生労働大臣 受賞作品

■あらすじ■

わたしの父は闘病生活を送っており、仕事を続けていくことが困難となる。その結果、わたしの家庭は経済的に困窮していったが、父が障害年金3級を受給したことで、兄の学費を支払うことができた。

しかしその後父は亡くなり、わたしの家庭はより経済的に困窮してしまうようになるが…



Vol.
46

障害年金講座

はじめに

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願ひします。

今回のテーマは **20歳前障害基礎年金の所得審査** です

かけはし第78号（令和4年1月）、第92号（令和7年1月）におきましても同様のテーマを掲載しておりますが、照会が多く寄せられているテーマですので、追加事項を含め再度掲載します。

1 所得による制限

支給停止となる前年所得

20歳前に初診日がある傷病による障害基礎年金は、本人の前年所得が政令で定められた金額（下表参照）を超えた場合は、その年の10月から翌年9月分まで（※）の1年間の支給が全額または2分の1停止されます。

（※）令和3年度より。

【政令で定められた金額（令和6年度）】

（単位：円）

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人
所得制限 限度額	2分の1停止	3,704,000	4,084,000	4,464,000	4,844,000
	全額停止	4,721,000	5,101,000	5,481,000	5,861,000

20歳前障害基礎年金受給者については、12月の定期支払に向けて所得審査を行います。所得審査の結果に基づき政令で定められた金額を超えた場合、12月定期支払から翌年10月定期支払（10月から翌年9月分）までの1年間、全額または2分の1停止されます。

新規請求時に必要な書類

20歳前障害基礎年金の新規請求時においては、所得証明書や非課税証明書等の前年所得が確認できる書類が必要となります。平成29年度以降は情報連携により所得情報を取得することが可能となっています。これにより、情報連携が可能な直近5年分の所得情報が確認できる範囲の、5年以上遡及しない新規請求においては、所得証明書等の書類の添付を省略することができます。

5年以上遡及して請求する場合に必要な所得証明書等の年度は、以下の早見表のとおりです。

添付が必要な所得証明書等の早見表

- ◆ 令和7年7月時点で、令和3年度以降については情報連携により所得情報を取得することが可能です。
- ◆ 障害認定日請求の場合は、認定日の属する月の翌月を見てください。
- ◆ 事後重症請求の場合は、請求日の属する月の翌月を見てください。

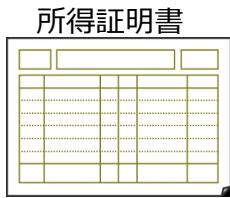
所得 年 度

平成27年度 (H26年中収入)	H27.8	H27.9	H27.10	H27.11	H27.12	H28.1	H28.2	H28.3	H28.4	H28.5	H28.6	H28.7
平成28年度 (H27年中収入)	H28.8	H28.9	H28.10	H28.11	H28.12	H29.1	H29.2	H29.3	H29.4	H29.5	H29.6	H29.7
平成29年度 (H28年中収入)	H29.8	H29.9	H29.10	H29.11	H29.12	H30.1	H30.2	H30.3	H30.4	H30.5	H30.6	H30.7
平成30年度 (H29年中収入)	H30.8	H30.9	H30.10	H30.11	H30.12	H31.1	H31.2	H31.3	H31.4	R1.5	R1.6	R1.7
令和1年度 (H30年中収入)	R1.8	R1.9	R1.10	R1.11	R1.12	R2.1	R2.2	R2.3	R2.4	R2.5	R2.6	R2.7
令和2年度 (R1年中収入)	R2.8	R2.9	R2.10	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3	R3.4	R3.5	R3.6	R3.7
令和3年度 (R2年中収入)		R3.10	R3.11	R3.12	R4.1	R4.2	R4.3	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8
令和4年度 (R3年中収入)		R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8
令和5年度 (R4年中収入)		R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8
令和6年度 (R5年中収入)		R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8
令和7年度 (R6年中収入)		R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8

Point 情報連携で所得情報が確認できない場合

① 支分権（※）が時効消滅していない期間

所得証明書の添付が必要です。所得証明書が添付出来ない場合は、所得証明書に代えて「本人の申立書」の添付が必要です。「本人の申立書」は所得証明書が添付できない理由と、年度ごとの所得額（または収入額）の両方の記載が必要です。



添付できない場合は・・・

申立書

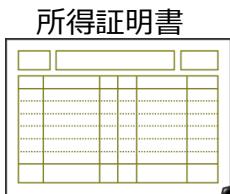


- ・所得証明書が添付できない理由
- ・年度ごとの所得額（または収入額）
両方を記載

② 支分権（※）が時効消滅している期間

所得証明書に代えて「本人の申立書」が必要です。「本人の申立書」は年度ごとの所得額（または収入額）の記載が必要です。

（ただし所得証明書の添付が可能な場合は所得証明書でも可。この場合申立書は不要。）



に代えて・・・



- ・年度ごとの所得額（または収入額）
を記載

（※）基本権に基づき支払期月ごとに支払われる支給を受ける権利。支分権の時効の起算日は、各支払期月の翌月初日。

（例：平成30年8月分は平成30年10月15日支払。時効の起算日は平成30年11月1日。）



～こんなときどうする？～

【新規請求】

令和7年7月2日に20歳前障害基礎年金を、認定日が平成30年7月の認定日請求を遡及して行う場合、何年度の所得証明書を提出すればよいですか？



< 答え >

平成30年度は申立書（所得額を記載）、令和元年度と令和2年度は所得証明書または申立書（所得証明書が添付できない理由と所得額の両方を記載）が必要です。

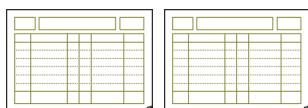
< 解説 >

早見表から、認定日の平成30年7月の翌月は平成30年8月なので、平成30年度以降の所得情報が必要と分かれます。

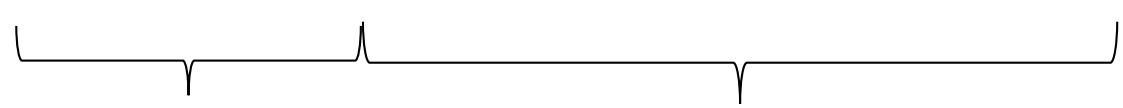
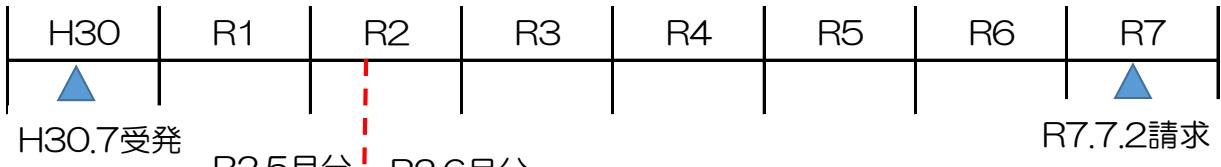
次に支分権が時効消滅している期間を確認します。請求月の令和7年7月から5年前、令和2年5月分の支払いは令和2年6月のため、支分権の消滅時効の起算日は令和2年7月1日（支払月の翌月初日）、時効満了は起算日から5年後の令和7年6月30日です。請求日は令和7年7月2日であることから、平成30年8月分から令和2年5月分が時効消滅期間となります。支分権が時効消滅している平成30年度は所得証明書に代えて申立書の添付で構いません。令和2年6月分以降は時効消滅していないため、令和元年度と令和2年度は所得証明書または申立書が必要となります。

令和3年度以降については、情報連携により所得情報の確認が可能なため提出不要です。

～イメージ～



情報連携期間



<産前産後期間の国民年金保険料が免除になります>**●対象となる方**

平成31年2月1日以降に出産された国民年金第一号被保険者です。

●国民年金保険料の納付が免除される期間

申請された場合は、国民年金保険料が一定期間※免除されます。

※単胎の方：出産予定月（または出産月）の前月から4か月分。

多胎の方：出産予定月（または出産月）の3か月前から6か月分。

●申請をするタイミング

出産予定日の6か月前から申請できます。出産後の申請はいつでもできます。

●すでに該当期間分の保険料を納付している場合

申請された場合は、該当期間分の保険料を後日お返しします。該当期間分の保険料について免除・納付猶予を受けている場合も、将来受け取れる年金額が多くなるので、必ず産前産後免除の申請をしてください。

●マイナポータルを利用した電子申請で簡単に手続きができます

マイナポータルを利用した電子申請で24時間365日、簡単に産前産後期間の免除申請ができます。マイナンバーカードとその受け取り時に設定したパスワードをご準備いただき、マイナポータルの利用者登録をしてください。利用者登録が完了すると、申請手続きができます。

<マイナポータルを利用した国民年金関係の電子申請について>

国民年金の下記の手続きは、マイナポータルを利用して電子申請ができます。

詳細は、日本年金機構のHPをご覧ください。

電子申請可能な申請書等

- ・国民年金被保険者の資格取得（種別変更）の届出
- ・付加保険料納付（辞退）の申出
- ・付加保険料納付該当（非該当）の届出
- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請
- ・学生納付特例申請
- ・産前産後免除該当の届出
- ・口座振替納付（変更）申出 兼 還付金振込方法（変更）の申出
- ・口座振替辞退の申出

<退職などにより保険料の納付が困難な場合は、免除・納付猶予制度をご利用ください>

●知っていますか？国民年金保険料の免除制度

保険料は毎月納めていただきますが、収入の減少や失業等により保険料を納めることが難しくなることもあります。

保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や、障害・死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

そのような状況を防ぐため、本人からの申請により、保険料が「免除」または「納付猶予」される制度があります。

【免除（全額免除・一部免除）制度】

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料の全額または一部の納付が免除されます。

【納付猶予制度】

50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

●退職（失業等）により納付が困難な方は、特例免除を申請できます

所得の審査対象となる退職（失業等）された方の前年所得をゼロとして審査します。

失業の事実が確認できる証明書類の写し（雇用保険受給資格者証、雇用保険受給資格通知、雇用保険被保険者離職票、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など）を添付してください。

なお、過去に同一の失業などの理由により免除等を申請し、失業した事実が確認できる証明書類を添付をしたことがある場合は、あらためて添付をする必要はありません。

●令和7年度分の免除・納付猶予制度の申請時期について

令和7年度分（令和7年7月分～令和8年6月分）の保険料の免除・納付猶予の申請は、令和7年7月1日から申請可能です。

●マイナポータルを利用した電子申請で簡単に手続きができます

マイナポータルを利用した電子申請で24時間365日、どこからでも簡単に保険料の免除・納付猶予の申請ができます。マイナンバーカードとその受け取り時に設定したパスワードをご準備いただき、マイナポータルの利用者登録をしてください。利用者登録が完了すると、申請手続きができます。

地域の独自情報

編集後記

より見やすい誌面にしようと、今号よりレイアウトの見直しを行いました。旧レイアウトに比べてシンプルなデザインになりましたが、いかがでしょうか。

皆さまの業務にご活用いただけるよう、引き続き努めてまいりたいと思います。皆さまのご意見・ご要望もいただければ幸いです。本格的な夏が到来します。皆さまがこの夏を元気乗り切れますよう願っております。

今後とも「かけはし」をどうぞよろしくお願ひいたします。

日本年金機構 事業推進統括部 管理・市区町村調整G

July2025 <Vol.95>